

# 特定非営利活動法人学童保育の会・この指とまれ 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人学童保育の会・この指とまれ（以下「この会」という）という。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を千葉県千葉市稲毛区黒砂2丁目7番24号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会は、放課後等において保育を必要とする小学生を対象とし、学童保育事業（放課後児童健全育成事業）を行なうとともに、地域の子どもたちの健やかな成長と豊かな地域生活づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行なう。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 千葉市内における学童保育所の開設、及び運営に関する事業。
  - ② 共働き・ひとり親家庭の子育てを支援し、男女とも安心して働き続けられる社会の形成を促進する事業。
  - ③ 地域の子どもたちの健やかな成長を図り、豊かな地域生活づくりに寄与する事業。
  - ④ 学童保育に関する研究・研修を行なう事業。
  - ⑤ 学童保育事業をはじめとする子育て支援とまちづくりの活動、男女共同参画社会の形成の促進を図る活動等に係る団体への情報提供と援助、及び交流の場を提供する事業。
  - ⑥ その他、この会の目的を達成するために必要な事業。

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この会の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同して入会した個人。
- (2) サポート会員 この会の目的に賛同し、支援する立場で入会した個人及び団体。

(入会)

第7条 この会への入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人

にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 会員である個人が死亡または失踪宣告を受けたとき。
- (3) 会員である団体が解散、または消滅したとき。
- (4) 継続して2年を超えて会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において正会員総数の過半数の賛成による議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、またはこの会の定款及び規則に違反したとき。
- (2) この会の名誉を傷つけ、または会の設立の趣旨及び目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上、10人以下
- (2) 監事 1人以上、2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長、1人を常務理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長、副理事長は総会において理事の中から選任する。
- 3 常務理事は、理事長が理事の中から選任する。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、役員になることができない。
- 6 監事は、理事またはこの会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会と理事会の議決に基づき、この会の業務を執行する。

- 2 理事長は、この会を代表し、その業務を統括する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、会の業務を専ら執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行なう。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2) この会の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この会の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、臨時総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況またはこの会の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は1年とする。ただし、再任をさまたげない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補充のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、第13条第1項に定める最少役員数を欠く場合には、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。
- 5 理事長及び副理事長については、同一役職の再任は連続3年を超えないものとする。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において正会員総数の過半数の賛成による議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で、報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更。
- (2) 解散。
- (3) 合併。
- (4) 他団体への加入または脱退。
- (5) 事業報告及び収支決算。
- (6) 事業計画及び収支予算並びにその変更。
- (7) 役員の選任または解任、理事長及び副理事長の選任または解任。
- (8) 役員の職務及び報酬。

- (9) 入会金及び会費の額。
- (10) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ）。その他新たな義務の負担及び権利の放棄。
- (11) その他、理事会または監事が総会に付すべきとした事項。

（開催）

第23条 通常総会は、毎事業年度に1回、事業年度終了の日から2ヵ月以内に開催しなければならない。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4項の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、開催日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも5日前までに正会員に通知しなければならない。

（議長）

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。この場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、理事長がこれにあたる。

（定足数）

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 緊急を要するものであって、議決事項とすること出席した正会員の3分の2以上の賛成があった場合は、前項の限りではない。

3 総会の議決事項は、この定款で特に規定するもののほかは、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するものとする。

（表決権等）

第28条 各正会員の表決権は平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、この会と正会員との関係につき議決する場合においては、その正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（サポート会員の出席等）

第29条 サポート会員は、総会に出席することができる。また、議長の許可を得て発言することができるが、表決権は有しない。

（議事録）

第30条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること）

- (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は、その職務を行なう必要に基づき、理事会に出席し意見を述べることができる。ただし、表決権は有しない。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で特に規定するもののほか、以下の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) 諸規則の制定及び改廃に関する事項
- (4) 職員のうち、正規職員の任免に関する事項
- (5) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 現任理事総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、開催日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも3日前までに役員に通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 緊急を要するものであって、議決事項とすること出席した理事の3分の2以上の賛成があった場合は、前項の限りではない。
- 3 理事会の議決事項は、現任理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するものとする。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、この会と理事との関係につき議決する場合においては、その理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
  - (2) 現任理事総数、出席者及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この会の資産は理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行なわれなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、新事業年度が始まってから通常総会が開催されるまでの間、理事長は、理事会の議決を経て、前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 3 前2項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の補正)

第45条 事業年度の途中において、やむを得ない理由により成立した予算の補正が必要となったときは、理事会の議決を経なければならない。

- 2 予算を補正したときは、理事長は、速やかに正会員にその旨を告知するとともに、次の総会に報告して承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第46条 この会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成して監事の監査を受けた後、通常総会の議決を経なければならない。

2 決算の結果、剰余金を生じたときは、構成員に分配してはならない。

3 前項剰余金は、翌事業年度に繰り越すものとする。ただし、運営の安定及び単年度で処理できない将来の支出に備える目的で、総会の議決により適正な限度の基金を設け、剰余金の一部を繰り入れることができるものとする。

(事業年度)

第47条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の賛成による議決を経た上で、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を受けなければならない。

(解散)

第50条 この会は、次の各号に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(清算人の選定)

第51条 この会が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第52条 この会が解散（合併または破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決を経て決した特定非営利活動法人または社会福祉法人に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の賛成による議決を経た上で、所轄庁の認証を受けなければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告)

第54条 この会の公告は、会の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、会のホームページに掲載して行う。

